

千葉市道路台帳等の閲覧及び写しの 交付に関する要綱

平成 20 年 4 月 1 日 初版
平成 21 年 1 月 1 日 改正
平成 22 年 4 月 1 日 改正
平成 31 年 4 月 1 日 改正
令和 7 年 9 月 1 日 改正
令和 8 年 1 月 5 日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する道路台帳及び千葉市法定外道路条例（平成17年千葉市条例第19号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき市長が指定した法定外道路の路線図等並びに測量法（昭和24年法律第188号）による測量成果及び測量記録（以下これらを「道路台帳等」という。）の閲覧、写しの交付等に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「道路台帳平面図」とは、現況平面図に道路台帳図を重ね合わせたもので路線名、現況幅員、路線の起点、終点等を示した図面をいう。
- (2) 「道路区域線図」とは、法第18条に基づき決定した道路区域を示す図面をいう。
- (3) 「道路区域線調書」とは、道路区域線の座標値を示した一覧表をいう。
- (4) 「認定路線網図」とは、現況平面図に認定路線を示した図面をいう。
- (5) 「条例指定道路線図」とは、条例第2条に基づき市長が指定した路線を示した図面をいう。
- (6) 「基準点網図」とは、千葉市公共基準点管理要綱（平成6年10月1日施行。以下「基準点要綱」という。）別表第1上欄に掲げる千葉市公共測量作業規程（平成14年10月30日付国国地発第1003号承認）（以下「公共測量作業規程」という。）に基づき設置した千葉市基準点（1級～4級）、都市再生街区基本調査作業規程（平成16年9月3日付国国地発第333号承認）（以下「都市再生作業規程」という。）に基づき設置した街区基準点及び地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）（以下「地籍調査作業規程」という。）に基づき設置した地籍図根点の配置状況並びに4級相当の成果（座標値）を現況平面図に示した図面をいう。
- (7) 「基準点配点図」とは、公共測量作業規程に基づき設置した千葉市基準点、都市再生作業規程に基づき設置した街区基準点及び地籍調査作業規程に基づき設置した地籍図根点で1級から4級相当の配置状況を示した平面図をいう。
- (8) 「基準点（4級相当）の座標」とは、公共測量作業規程に基づき設置した

千葉市基準点座標（千葉市4級基準点・節点）及び都市再生作業規程に基づき設置した街区基準点座標（補助点・節点）並びに地籍調査作業規程に基づき設置した細部図根点座標（細部図根点・節点）をいう。

- (9) 「街区基準点の成果表」とは、都市再生作業規程に基づき設置した街区基準点の座標値等を記載した測量成果をいう。
- (10) 「街区基準点の点の記」とは、都市再生作業規程に基づき設置した街区基準点の設置位置等を記載した測量記録をいう。
- (11) 「道路境界確定図」とは、道路境界確定協議に伴い作成された道路境界確定図をいう。
- (12) 「地籍図（官民先行）」とは、地籍調査事業に伴い作成された官民境界を示す図面をいう。
- (13) 「地籍図（一筆地）」とは、地籍調査事業に伴い作成された官民境界及び民民境界を示す図面をいう。

（道路台帳等の閲覧場所）

第3条 道路台帳等の閲覧のできる場所は、建設局土木部路政課、中央・美浜土木事務所、花見川・稻毛土木事務所、若葉土木事務所及び緑土木事務所とする。ただし、所管以外での交付不可の道路境界確定図の閲覧については、所管の土木事務所とする。

（道路台帳等の閲覧日）

第4条 道路台帳等を閲覧できる日は、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とし、その閲覧ができる時間は、千葉市の機関の執務時間を定める規則（平成元年千葉市規則第47号）に定める午前9時から午後5時までとする。ただし、建設局土木部路政課長及び各土木事務所管理課長（以下「路政課長等」という。）が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

（道路台帳等の閲覧）

第5条 建設局土木部路政課において閲覧できる道路台帳等は、道路台帳平面図（その調書を含む。以下本条及び第6条において同じ。）、道路区域線図（条例第2条の規定に基づき市長が指定した路線の道路境界を示す図面及び法第18条に基づき今後決定する予定の道路区域を示す図面を含む。以下本条、第6条及び第8条において同じ。）等の道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の2に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 認定路線網図

- (2) 条例指定道路線図
 - (3) 道路区域線調書（条例第2条の規定に基づき市長が指定した路線の道路境界に係る調書及び法第18条に基づき今後決定する予定の道路区域に係る道路区域線調書を含む。以下本条及び第6条において同じ。）
 - (4) 基準点配点図
 - (5) 基準点（4級相当）の座標
 - (6) 「地籍図（官民先行）」
 - (7) 「地籍図（一筆地）」
- 2 中央・美浜土木事務所、花見川・稻毛土木事務所、若葉土木事務所及び緑土木事務所において閲覧できる道路台帳等は、所管の道路境界確定図並びに道路台帳平面図、認定路線網図、条例指定道路線図、道路区域線図、道路区域線調書、基準点配点図、基準点（4級相当）の座標及び地籍図（官民先行）とする。

（閲覧の特例）

第5条の2 基準点要綱第4条の3第2項において準用する第4条第2項の千葉市街区基準点使用に係る包括承認を受けた千葉県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士（第6条の2において「包括承認調査士」という。）は、前条第1項において道路台帳等の閲覧ができる場合のほか、次の各号に掲げる測量成果及び測量記録を建設局土木部路政課において閲覧することができる。

- (1) 街区基準点の成果表
- (2) 街区基準点の点の記

（道路台帳等の写しの交付）

第6条 建設局土木部路政課で道路台帳等（道路台帳平面図、道路区域線図、認定路線網図、条例指定道路線図、道路区域線調書、基準点配点図、基準点（4級相当）の座標、地籍図（官民先行）及び地籍図（一筆地）に限る。以下本条及び第9条において同じ。）の写しの交付を受けようとする者は、道路台帳等の写しの交付申出書（路政課提出用）（様式第1号）を路政課長に提出するものとする。

- 2 中央・美浜土木事務所、花見川・稻毛土木事務所、若葉土木事務所又は緑土木事務所で道路台帳等（道路台帳平面図、道路区域線図、認定路線網図、条例指定道路線図、道路区域線調書、基準点配点図、基準点（4級相当）の座標及び地籍図（官民先行）に限る。以下本条及び第9条において同じ。）の

写しの交付を受けようとする者は、道路台帳等の写しの交付申出書（土木事務所提出用）（様式第2号）を当該土木事務所管理課長に提出するものとする。

3 路政課長等は、第1項及び前項の規定により交付申出書（以下「交付申出書」という。）の提出を受けたときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、申し出のあった道路台帳等の写しを作成し、交付するものとする。

（1）千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条第2号に規定する個人情報

（2）路政課長等が不適当と認める特別の理由のあるとき。

4 前項に規定する写しの作成に要する費用は、当該写しの交付を受けようとする者の負担とし、その額は、文書又は図画用紙（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格A列3番又はA列4番のものをいう。）1枚につき10円（カラー印刷の場合にあっては20円）とする。この場合において、これを超える規格の用紙の場合は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合に換算して算定する。

5 前項の規定にかかわらず路政課長等が特に認めたときは、写しの作成に要する費用を徴収しないことができる。

（交付の特例）

第6条の2 包括承認調査士は、前条第1項において道路台帳等の写しの交付を受けることができる場合のほか、次の各号に掲げる測量成果及び測量記録の写しの交付を受けることができる。

（1）街区基準点の成果表

（2）街区基準点の点の記

2 前項の規定により街区基準点の成果表及び街区基準点の点の記の写しの交付を受けようとする者は、建設局土木部路政課に備え付けの街区基準点成果表及び街区基準点の点の記交付申出書（様式第3号）に必要事項を記載するものとする。

3 建設局土木部路政課長は、前項の規定により交付の申出があったときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、申出のあった街区基準点の成果表及び街区基準点の点の記の写しを作成し、交付するものとする。

（1）千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条第2号に規定する個人情報

（2）建設局土木部路政課長が不適当と認める特別の理由のあるとき。

4 前条第4項及び第5項、第7条及び第9条の規定は、街区基準点の成果表及び街区基準点の点の記の写しを交付する場合に準用する。この場合において、前条第5項中「路政課長等」とあるのは「建設局土木部路政課長」と、

第7条中「路政課長等」とあるのは「建設局土木部路政課長」と、「調書及び図面」とあるのは「街区基準点の成果表及び街区基準点の点の記」と、第9条第1項中「路政課長等」とあるのは「建設局土木部路政課長」と、「道路台帳等」とあるのは「街区基準点の成果表及び街区基準点の点の記」と、「交付申出書」とあるのは「街区基準点の成果表及び街区基準点の点の記交付申出書」と、同条第2項中「道路台帳等」とあるのは「街区基準点の成果表及び街区基準点の点の記」と、「路政課長等」とあるのは「建設局土木部路政課長」と読み替えるものとする。

(必要事項の記載等)

第7条 路政課長等は、作成した調書及び図面の写しに、必要に応じて所定のゴム印を押印するとともに、必要事項を付して、これを交付するものとする。

(道路台帳等の写しの縮尺)

第8条 路政課長等は、道路台帳等(道路台帳平面図、道路区域線図及び地籍図(官民先行)に限る。)の写しを、原則として縮尺500分の1で交付する。ただし、申出者から事前に申し出があった場合は、他の縮尺により交付することができる。また、分割した図面を図示した索引図を交付することができる。

(道路台帳等の写しの交付状況の記録等)

第9条 路政課長等は、第6条第1項又は同条第2項の規定により道路台帳等の写しを交付した場合は交付申出書に必要事項を記載し、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の末日まで当該交付申出書を保存するものとする。

2 路政課長等の指定する職員は、道路台帳等の写しの交付状況について、毎年1回、路政課長等に報告するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行に関する必要な事項は建設局土木部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
(千葉市道路台帳の閲覧及び写しの交付要領の廃止)

2 千葉市道路台帳の閲覧及び写しの交付要領(平成14年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。